

事務連絡
令和8年4月28日

関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 沖本 憲司

燃料油等石油製品の供給制限に伴う船舶検査の取扱いについて

今般の中東情勢の悪化を受け、燃料・石油製品の供給に制限が発生していることに鑑み、船舶検査の受検にあたり、燃料・石油製品の供給制限により受検することが困難な場合には、下記のとおり対処することとしましたのでお知らせします。

ご不明な点につきましては、最寄りの地方運輸局等までご相談ください。

記

1. 適用期限

本取扱いの運用終了を通知するまで

2. 船舶検査等に係る実施事項

(1) 船舶検査証書等の有効期間の延長

燃料・石油製品の供給制限により、船舶検査を受検することが困難であって、適用期限までの間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において指定する日まで有効期間を延長します。

(2) 定期的検査時の取扱い

燃料・石油製品の供給制限により、定められた時期に船舶検査を受検することが困難な場合、外観検査等により機器又は船舶等の現状が良好であることを確認のうえ検査合格として終了し、終了日の翌日から起算して6月を超えない範囲内の指定する日に臨時検査を指定します。

3. 本取扱いの適用にあたり必要となる書類

上記2. に定める取扱いを行うにあたっては、船舶検査を受検することが困難である理由を製品名及び販売店名等を含め困難に至った経緯を具体的に記載した申立書（様式自由）を上記2. の申請に併せて提出をお願いします。

以上